

国立研究開発法人科学技術振興機構の所有する情報資産の利用に関する覚書

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)と文部科学省科学技術・学術政策研究所(以下「乙」という。)は、平成24年4月2日に締結の「文部科学省科学技術政策研究所及び独立行政法人科学技術振興機構の相互協力に関する覚書」(以下「原覚書」という。)に基づき、甲の所有する情報資産の利用について、本覚書を締結する。なお、本覚書に記載のない事項については、原覚書に従うものとする。

(目的)

第1条 甲及び乙は、原覚書に基づき、乙にあつては、科学技術政策の推進に資する調査研究の基盤となるデータの整備及び高度化を目的として、甲にあつては、科学技術情報の発展及び流通促進に資することを目的とする。

(対象データ)

第2条 甲は、甲が所有する情報資産のうち、別途、データ利用申請書で乙が申請するデータ(以下「提供データ」という。)を、本覚書に基づき、乙に無償で貸与する。

2 甲は、提供データを現状有姿の状態を提供するものとし、提供データの動作に係る不具合等の有無については、何ら保証しないものとする。

3 乙は、データ利用申請書で申請するデータ以外のデータの貸与を追加で希望する場合は、データ利用申請書を更新の上、甲に提出し、あらかじめ同意を得なければならない。なお、当該追加データについても、その取扱いは本覚書に従うものとする。

(提供データの利用)

第3条 乙は、提供データをデータ利用申請書に記載の研究目的以外には利用してはならない。

2 乙は、提供データの全部又は一部を譲渡、貸与、インターネット配信その他の方法で第三者に提供、開示又は漏えいさせてはならない。

3 乙は、提供データを名誉毀損、誹謗中傷等、甲及び第三者に不利益を与える行為に用いてはならない。

4 乙は、提供データを取り扱わせる者(以下「データ利用者」という。)について、氏名を甲に提出するデータ利用申請書に明記し、あらかじめ甲の同意を得なければならない。なお、乙がデータ利用者を追加し、変更し又は利用を中止する場合は、データ利用申請書を更新の上甲に提出し、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

5 乙は、データを取り扱う者を前項に定めるデータ利用者限定する。

6 乙は、データ利用者に本覚書の内容を遵守させなければならない。なお、データ利用者が本覚書に基づく遵守事項に違反した場合は、乙が一切の責任を負うものとする。

7 乙は、データ管理責任者を置くものとし、その氏名をデータ利用申請書に明記しなければならない。

ない。当該データ管理責任者は、データ利用者を監督するとともに、提供データの利用に関する管理監督責任を負うものとする。なお、データ管理責任者を変更する場合は、データ利用申請書を更新の上、甲に提出し、あらかじめ甲の同意を得なければならない。

(提供データの管理)

第4条 乙は、提供データが第三者に漏えいしないよう厳重に保管するとともに、万一漏えいが発生した場合に備え、あらかじめデータに暗号化処理等の必要な処置を講ずるものとする。

2 乙は、自己の責めに帰すべき事由により提供データを漏えいさせた場合には、直ちに甲に通知の上、データの漏えいを最小限にとどめるよう必要な措置を直ちに講じなければならない。なお、漏えいにより甲及び第三者に生じた一切の損害について、乙はその責を負うものとする。

3 乙は、甲が求めた場合には、提供データの保管又は利用の状況について、遅滞なく報告を行うものとする。また、甲が提供データの保管又は利用の状況について実地での監査を求めた場合は、これに対応するものとする。

(個人情報の取扱い)

第5条 甲及び乙は、提供データに個人情報が含まれる場合、本覚書に加えて、関係する法令、ガイドライン等を遵守しなければならない。その具体的な取扱いに疑義が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、提供データに個人情報が含まれる場合、甲の事前の書面による承諾なしに、提供データが記録された媒体の複写及び複製をしてはならない。

(データの貸与期間)

第6条 乙への提供データの貸与期間は、原則として当該データの貸与を開始した日から1年間とする。ただし、乙が貸与期間の延長を希望するときは、甲の指定する「貸与期間延長申請書」を貸与期間満了の1か月前までに甲に提出するものとし、研究の進捗に鑑み甲が同意するときは、貸与期間を最大1年間延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第15条に定める本覚書の有効期間が満了したとき及び第16条により本覚書が解除されたときは、データの貸与期間も終了するものとする。

(利用終了後のデータの措置)

第7条 乙は、提供データの貸与期間が満了し、又は提供データの利用を終了若しくは中止したときは、速やかに提供データを破棄するとともに、データ利用申請書に記載のデータ管理責任者名による廃棄報告書を甲に提出しなければならない。

(研究成果の公表)

第8条 乙は、提供データを使用して得られた研究成果(研究論文及び関連した集計データ、アル

ゴリズム等)について、次項以下に定める手続に従って開示、発表又は公開する(以下「研究成果の公表」という。)ことができる。なお、研究成果に秘密情報が含まれている場合は、当該秘密情報の部分については、第13条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

2 乙が研究成果の公表を行おうとする際は、公表内容について、事前に甲と協議を行うものとする。

3 乙は、研究成果の公表の際には、甲のデータを利用したことによって得られた成果である旨を適切に表示しなければならない。

4 乙は、研究成果を発表した論文集、雑誌又はその複製物等(以下「論文等」という。)を公表後速やかに甲に送付し、論文等の著作権が学会等に帰属している場合を除き、甲が論文等を利用、複製又は無償で頒布することに同意するものとする。

5 学会等が発行する印刷物等に研究成果を発表する場合、印刷物等の著作権を学会に譲渡することが当該学会等の規則等に定められている場合には、その定めに従うものとする。

(研究成果報告資料の作成)

第9条 乙は、データの貸与期間終了後、提供データを使用して得られた研究成果に係る報告資料を作成するものとする。

2 甲は、前項に定める報告資料を、乙に通知した上で、利用、複製、公開することができる。

(知的財産権の帰属)

第10条 提供データの著作権を含む一切の知的財産権は甲に帰属する。

2 乙が、提供データを使用して得られた研究成果の知的財産権は乙に帰属する。ただし、乙が研究成果(研究論文を除く。)を商用利用又は第三者提供を行おうとする場合は、事前に甲に通知の上、甲乙協議するものとする。

3 乙が提供データを使用して得られた研究成果について、甲は、事前に乙の許諾を得た上で、商用・非商用を問わず無償で非排他的に活用することができる。

また、甲が指定する第三者に対し、当該成果物の利用許諾を行うことができる。

(特許出願)

第11条 乙は、提供データを用いて発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことにつき、あらかじめ甲の確認を得た上で、原則として自己の責任と費用負担で当該出願を行うものとする。

(準用)

第12条 前条の規定は、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権並びに意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本覚書の履行に関連して知り得た甲乙の一切の業務上の情報及び知識等を第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得たとき既に被開示者の所有であったもの、開示につき甲乙の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したものについてはこの限りではない。

2 甲及び乙は、本覚書の履行に関連して知り得た一切の業務上の情報及び知識等について、法令に基づき開示を命じられたものについては、これに応じて開示をすることができる。ただし、開示に当たっては、相手方に事前に通知を行うものとする。

(損害賠償)

第14条 乙に属するデータ利用者の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 甲は、本データの利用により、又は第8条により許諾された権利の行使により、乙に発生した不利益や損害に対し、一切の責任を負わない。ただし、甲の故意により発生した場合はこの限りではない。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、本覚書の締結日より3年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、原覚書が満了、解除等により終了するときは、本覚書も原覚書と同日に終了するものとする。

(覚書の解除)

第16条 乙が本覚書に違反した場合、甲は、相当の期間を定めて是正又は履行を催告し、その期間内に是正又は履行がされないときは、甲は本覚書を解除できるものとする。

2 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本覚書を解除することができる。

(1)乙が本覚書の締結又は履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき

(2)本覚書の全部又は一部の履行が不能な場合又はその履行の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に示したとき

(3)本覚書の一部の履行が不能な場合又はその一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本覚書の目的を達成することができないとき

(4)本覚書において、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本覚書の目的を達することができない場合に、乙が履行しないままその時期を経過したとき

(5)前各号に掲げる場合のほか、乙が本覚書を履行せず、催告をしても本覚書の目的を達成する見込みがないことが明らかとなるとき

(存続条項)

第17条 第3条から第5条、第7条から第14条、第18条から第19条までについては、本覚書の満了後も存続するものとする。ただし、本覚書の終了時及び終了後、甲及び乙の合意により、別途、本存続条項の内容が見直された場合は、それに従うものとする。

(協議事項)

第18条 本覚書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙は誠意を持って協議し、問題を解決するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本覚書に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(旧覚書の承継)

第20条 本覚書の締結以後、平成27年9月7日付「国立研究開発法人科学技術振興機構の所有する情報資産の利用に関する覚書」は延長を終了し、本覚書に承継される。

この覚書締結を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各一通を保有する。

令和2年4月1日

甲：東京都千代田区四番町 5-3
国立研究開発法人科学技術振興機構
情報企画部長
松尾 浩司

乙：東京都千代田区霞が関 3-2-2 中央合同庁舎第7号館東館 16階
文部科学省科学技術・学術政策研究所
所長
磯谷 桂介